

自転車安全運転体験出前講座実施要領

1 趣 旨

近年における交通事故の状況をみると、交通事故死者数は減少傾向にあるものの、高齢死者数については全体の5割を占めるなど、高率で推移している。

高齢者の事故では、自転車運転時に被害に遭う事例も多く、自転車運転時の交通マナーの向上が求められている。

また、最近では、交通事故の加害者として自転車運転者に対し高額損害賠償を求められる事例もあり、高齢者はもちろんのこと、幅広い年齢層に対して自転車運転時の交通マナーの向上を図る必要があることから、自転車の安全運転に特化した交通安全出前講座を実施することで、自転車による交通事故の減少につなげることを目的とする。

2 内 容

県が委託する業者（以下、「委託業者」という。）が会場まで出張し、①県内の交通事故の状況についての説明、②自転車シミュレータの説明、③同シミュレータを使用した運転体験及び運転結果に基づく振り返りを行う。

3 派遣対象等

(1) 市町村、学校、地域の自治会及び老人クラブ等（以下、「市町村等」という。）が主催する交通安全教室及び交通安全啓発イベント等（以下、「教室等」という。）を対象とする。

(2) 次に掲げるもののいずれかに該当すると認められる場合には、派遣対象としない。

ア 収益事業など営利活動の一環として実施するもの

イ 特定の政治的または宗教的活動を目的とするもの

ウ 公序良俗に反するもの

エ その他、当該事業の目的に反するもの

(3) より多くの県民の方の利用を図るため、原則として同一参加者等による利用とならないよう配慮する。

(4) 1回の講座の参加人数は、15～30人程度を目安とする。（学校については、1回の講座に1クラスを目安とする。）

4 派遣日時

原則として、（土日祝日を含む）10時から16時とし、教室等の時間は概ね1～2時間程度とする。（シミュレータの設置及び撤去の時間を除く。）

※なお、設置及び撤去には30分程度かかります。

5 会 場

教室等を開催する会場は、原則として市町村等の申込者側が用意するものとする。

なお、自転車シミュレータを使用するうえでの注意事項は下記のとおりである。

*シミュレータの操作及び説明は、委託業者が行います。

*シミュレータ使用にあたり、電源（コンセント）は2箇所必要です。

6 費用の負担

(1) 会場の使用料等については、申込者側の負担とする。

(2) 派遣に係る申込者側の費用負担（委託業者の旅費等）は、一切不要です。

7 申込方法等

(1) 申込み

申込者は、原則として教室等の開催希望日の2週間前までに、出前講座申込書（別添様式1）を県（環境生活部県民生活課）にFAX、郵送またはメールにより提出する。

(2) 県は、申込書の受け付け、委託業者と実施日時の調整を行い、出前講座の派遣依頼を行う。

(3) 委託業者は、申込者の意向を十分聴取したうえで、開催日時及び講座内容の調整を行う。

*出前講座の概ねの流れは、別紙1のとおり

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。